

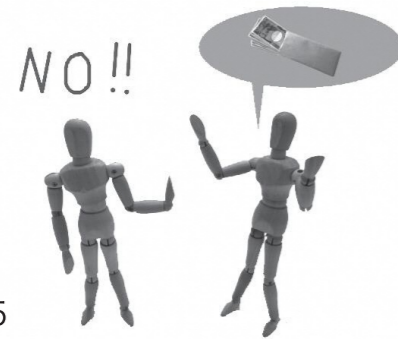
## 講座

## 消費者教育講座のご案内

今年も消費生活センターが、悪質商法や詐欺、ネット通販、クレジットカード決済によるトラブルなど、最新の消費者トラブル情報を提供します。講座を受けて、消費者トラブルを未然に防ぎましょう！

- 日時：2月17日(日)14時～16時
- 場所：働く女性の家(ゆいみなあ)
- 定員：30名
- 対象：一般消費者、学生、保護者
- 費用：受講料無料
- 受付期間：2月1日～15日まで

- お問合せ：働く女性の家(ゆいみなあ) ☎73-5245



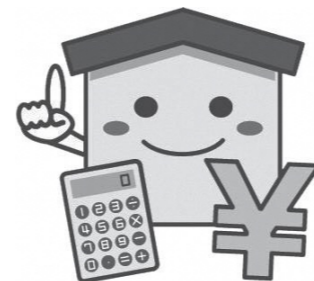
## 公売

## 不動産公売を実施します

宮古島市では、差し押さえた不動産について、下記の日程で公売を実施します。詳しくは、宮古島市 総務部 納税課までお問合せください。

- 公売期日：2月27日(水)
- 場所：宮古島市役所(平良庁舎6階会議室)
- 公売方法：入札
- 入札時間：2月27日 14時～14時半  
※公売の説明は、13時45分から行います。
- 公売保証金納付：2月27日入札前  
※公売対象物件の詳細については、市役所平良庁舎前の掲示板をご覧ください。

- お問合せ：納税課 滞納整理係 ☎73-5229



## 採用

## 2019年度から宮古島市職員採用試験の区分等が変更になります



【来年度採用試験より試験区分を下記のとおり変更いたします。

職種及び試験区分		受験資格【2019年度応募例】
行政職	上級	①年度年齢 29歳以下(2019年度例：平成2年4月2日以後に出生した者) ②学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者又は西暦2020年3月末日までに卒業見込みの者、もしくはこれと同等以上の学力があると認められる者(※1)
	中級	①年度年齢 25歳以下(2019年度例：平成6年4月2日以後に出生した者) ②最終学歴が学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者又は西暦2020年3月末日までに卒業見込みの者、もしくはこれと同等の資格があると認められる者(※2)(※3)
	初級	①年度年齢 23歳以下(2019年度例：平成8年4月2日以後に出生した者) ②最終学歴が学校教育法に基づく高等学校を卒業した者又は西暦2020年3月末日までに卒業見込みの者(※4)
保育士職	①年度年齢 35歳以下(2019年度例：昭和59年4月2日以後に出生した者) ②保育士資格及び幼稚園教諭免許両方を有する者、または西暦2020年3月末日までに取得見込みの者。	
その他専門職	①年度年齢 29歳以下(2019年度例：平成2年4月2日以後に出生した者) ②各採用区分に対応する資格を有する者、または西暦2020年3月末日までに取得見込みの者。	

※1 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者、又は大学院への入学資格のある者で外国において4年制大学を卒業したものなどになります。

※2 「同等の資格があると認められる者」とは、昭和59年人事院公示第6号(人事院の認定に係る受験資格)第3項による者等で、次の者を含みます。

(1) 学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の授業の履修を義務づけている課程を卒業した者、又は西暦2020年3月末日までに卒業見込みの者。

(2) 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校を卒業した者、または西暦2020年3月末日までに卒業見込みの者。

※3 上級行政職の受験資格を有する者は受験できません。

※4 上級行政職、中級行政職の受験資格を有する者および、4年制大学の3学年以上に在学する者は受験できません。

お問合せ：総務課人事研修係 ☎73-1960



## 助成

3月は窓口が混み合いますので、早めの申請をお願いします

## 平成30年度の難病患者等及び特定不妊治療に係る渡航費等の一部助成申請手続きは、3月29日(金)で締め切りとなります。

## 【難病・がん患者等の渡航費等の一部助成対象者】

- ①宮古島に住所のある方
- ②悪性新生物(がん)の患者で宮古島市以外の医療機関での通院治療が必要と主治医が認めた方
- ③小児慢性特定疾患治療研究事業、特定疾患治療研究事業または難病法により、県の発行する受給者証の交付を受けている方(小児慢性、特定疾患及び指定難病の受給者証の交付に関しては、【宮古保健所 地域保健班 ☎72-8447】にお問い合わせ下さい)
- ④未成年者、介護保険法における要介護者または要支援者、医師が通院のために必要であると認めるものであって、市長が付き添いを要すると認めるものに同行する方(患者の親権を行う者、配偶者、扶養義務者、後見人、保佐人、補助人又はその他難病患者等を現に監護する者で、本市以外医療施設への通院に同行し、支援する者のうち1名)

## 【特定不妊治療に係る航空運賃の一部助成対象者】

- ①宮古島に住所のある方
- ②沖縄県の発行する特定不妊治療助成事業の交付を受けている方及びその配偶者(特定不妊治療助成事業の交付に関しては、【宮古保健所 地域保健班 ☎72-8447】にお問い合わせ下さい)

■お問合せ：健康増進課 ☎73-1978